

FCI 同伴犬訓練試験(B H)-2025

「2025 年度発行「FCI 国際作業犬試験規程」より抜粋)



一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

はじめに

BH（同伴犬訓練試験）は、実施要領にも記載されているとおり、人が犬を伴って市街地や公園などを通行する際に、安全かつ他人に迷惑をかけることなく行動ができるように訓練されているかどうかを試験することを目的とする。

実施規定

1. 受験資格

クラブ会員が所有する生後15カ月1日以上の本会登録犬（アペンディクス登録犬含む）とする。

ただし、クラブ会員が所有する生後15カ月1日以上の本会の非公認犬種・本会非公認団体登録犬・交雑犬であっても、マイクロチップ又はタトゥーの実施を条件に受験を認める。

2. 試験委員

試験委員は、BH試験委員資格取得者のうちから選考される。

3. 試験会場

公開訓練試験とし、訓練競技会会場において実施する。

4. 受験頭数

訓練競技会で実施のため、時間的制約を踏まえて、受験頭数は原則10頭とする。

5. 受験料・登録料

受験料は、5,400円とする。

登録料は、3,500円（A期間内）または5,800円（B期間外）とする。

試験

試験は、セクションA「服従審査」及びセクションB「往来における審査」の二つの試験とする。

＜セクションA＞

基本的な服従訓練を主として、特に脚側行進に重点をおいている。

＜セクションB＞

本来は一般の道路において実施することが良いが、訓練競技会会場の仮定の道路で行い、犬が往来において起こり得る様々な状況の中、どのような態度を示すのかという、全体的な印象が決定的な要因となる。

評価方法

セクションAは、獲得可能最高得点60点の内、70%以上（42.0点）の得点を獲得しなければならない。獲得できなかった受験犬は、セクションBを受験することができない。

セクションBにおいて、実施した全ての課目が「可」と評価された場合に試験合格とする。

試験終了後、試験委員は点数を公表せず、試験の可否のみ発表する。

不合格の場合、当該試験を再受験することはできるが、再受験の際に必要な経過日数は不要である。

セクションA「服従審査」 獲得可能最高得点 60点

全試験課目は基本姿勢（脚側停座）に始まり、基本姿勢で終了する。この場合、受験犬は右肩甲骨を指導手の左膝の位置に合わせた、落ち着いた、集中した脚側停座を行わなければならない。

各試験課目を開始するに当たり、基本姿勢のやり直しは認められない。指導手は姿勢を正した状態で基本姿勢を行なう。体符の使用は禁止されており、使用した場合は、減点対象とする。

課目を行っている間は、犬の作業意欲を掻き立てる物品や、如何なる遊びに用いられる物品を携帯することは禁止されている。指導手の身体的障害に伴い、試験課目に設定されている一部分を正確に行うことが困難である場合、指導手は、その旨を試験開始前に試験委員に報告しなければならない。更に身体的な障害により、左脚側行進が不可能な場合は、実施要領を厳守した形で右側脚側での命令が認められる。

試験委員は、各課目開始時に指示を行うが、各ターン、方向変換、停止、歩度変更等は、試験委員の指示無しで、指導手自ら行わなければならない。ただし、必要に応じて指導手は、試験委員に対して課目順を確認することや、指示を出すよう申し出るとは認められる。

一つの課目が終了した時に、犬を褒めることは許されている。ただし、次の課目を開始する前に、新たに指導手は、明確な基本姿勢（約3秒）を行わなければならない。各試験課目間においても、犬は常に脚側位置を維持しなければならない。

「セクションA」開始時、指導手2名はそれぞれ紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて審査員に対し、指導手名及び犬名を告げる。

審査員指示にて、一人目の指導手は犬を伴い試験課目「紐付き脚側行進」の作業開始地点で基本姿勢をとり、二人目の指導手は犬を伴い「状況下の休止」の作業開始地点で基本姿勢をとる。

実施要領

1. 紐付き脚側行進

30点

実施要領

進行方向を向き、落ち着いたと注意直がある基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す声符」に迅速に従い、集中力を持続させながら嬉々とした態度にて、行進方向へ直線上を前進すべきである。常時、肩甲骨を指導手左膝位置に合わせた行進位置を維持し、指導手が停止した際自主的かつ迅速に指示無し脚側停座姿勢に移らなければならない。

指導手はリードを左手で持つべきである。試験課目開始時、犬を伴う指導手は途中停止することなく最低50歩前進する。反転ターン実行後、「常歩」にて更に10～15歩前進し、10～15歩に渡る「速歩」、続いて10～15歩に渡る「緩歩」を実行する。反転ターン実行時、指導手は左回りで実行しなければならない。犬は右回りまたは指導手膝位置を維持しながら反転ターンを実行することが認められる。各歩度変更時において「脚側行進を促す声符」の使用が認められる。「速歩」から「緩歩」、その後「常歩」への歩度変換時、減速用歩数を用いてはならない。

「常歩」にて更に10～15歩前進した後に受験チームは一旦静止する。この場合、犬は指示無し停座を実行すべきである。

続く試験委員指示にて、指導手は犬を伴い最低4名から構成される歩き続ける群

衆内へと進入する。群衆内にて、指導手は犬を伴い任意の群集要員2名を、1名は「左回り」、もう1名を「右回り」で通過し、群衆内にて一旦静止を実行する必要がある。その後、試験委員指示にて、指導手を受験犬は当試験課目作業開始地点へと戻り、共に基本姿勢に移る。当地点は続く試験課目の作業開始地点となる。

採点評価基準

犬が指導手前方に出る、指導手脚側から側面へ離脱する行為、犬の遅れ、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、追加声符や体符使用、基本姿勢誤実行、集中力不足、作業意欲やモチベーション不足、意気消沈、過度な緊張や不自然な歩様は相応の減点とする。

2. 常歩行進中の停座

10点

実施要領

指導手は、基本姿勢にて犬のリードを外しリードをしまう、またはタスキ掛け状態にする。

10～15歩に渡る作業展開実施後、指導手は動きに変化をつけたり振り向いたりすることなく「停座を促す声符」を発し、これに対し犬は進行方向に向いたまま即座に停座姿勢を実行する必要がある。または指導手が犬から離れる前に一旦停止し（犬は指示無し停座）、その後「停座を促す声符」を使用する方法も認められる。犬は声符に対し躊躇することなく自身に満ちた態度にて停座姿勢に移るべきであり、落ち着いた注意深い態度にて指導手に向いた状態で停座姿勢を維持し続ける必要がある。

指導手は受験犬から最低15歩離れ、犬の方向に向き直り静止する。試験委員指示にて指導手は「常歩」にて犬の元へ戻り、直接基本姿勢位置にて静止する。

採点評価基準

遅い停座実行速度、自身の無さ、声符に対し委縮した態度や自身のない反応、落ち着きのない集中力散漫な停座実行等は他誤行動を対象とする減点とは別に減点対象とする。犬が「停座姿勢」を実行せず「立止」または「伏臥」姿勢を実行した場合、当試験課目設定配点のうち「最大50%」とする。

3. 常歩行進中の伏臥及び招呼

10点

実施要領

10～15歩に渡る作業展開実施後、指導手は動きに変化をつけたり振り向いたりすることなく「伏臥を促す声符」を発し、これに対し犬は進行方向に向いたまま即座に伏臥姿勢を実行する必要がある。または指導手が犬から離れる前に一旦停止し（犬は指示無し停座）、その後「伏臥を促す声符」を使用する方法も認められる。指導手は受験犬からそのまま最低30歩離れ、犬の方に向き直り静止する。指導手が招呼実行を促すまで、犬は指導手に対する集中力を途切らせることなく、落ち着いた態度にて伏臥姿勢を維持し続ける必要がある。試験委員指示にて指導手による「招呼を促す声符」または「犬名」発声によって犬が招呼される。犬は目的意識が見られる嬉々とした態度で最短距離にて指導手へ接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で指導手に向いて停座姿勢が傾くことのない正面停座を実行しなければならない。

約3秒経過後に続く指導手による「基本姿勢を促す声符」に対し、犬は直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移る必要がある。3秒経過後に指導手は犬を褒め、緊張を和らげる行為実行が認められる。その後、指導手は紐付き状態に戻し「状況下の休止」実行地点へと移動するか、当試験課目の作業終了申告実施地点へと向かう。

採点評価基準

躊躇する、直接的でない、または遅い伏臥実行、自信が見られない、委縮した態度、声符に対し自信のない反応、落ち着きのないまたは注意力が散漫な伏臥態度及び目的意識が見られない招呼実行等は、他誤行動とは別途減点対象とする。犬が「停座」または「立止姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得得点は試験課目の最大「50%」とする。

第二追加声符発声により、受験犬が招呼作業を実行しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」（0点）とする。この場合、指導手は犬の元へ進み、次試験課目作業が継続実施される。

4. 状況下の休止

10点

実施要領

指導手は基本姿勢にて犬のリードを外しリードをしまう、またはタスキ掛け状態にして、試験委員指示にて「伏臥を促す声符」で犬に伏臥姿勢を実行させる。

犬が休止姿勢に移った後に指導手は約10m離れた地点へと向かい、一旦静止した後、体の側面が犬に向いた状態に向きを変え静止する。

他犬の作業中、犬はいかなる指導手影響も受けることなく落ち着いた状態で伏臥姿勢を維持し続ける必要がある。他受験犬が試験課目「常歩行進中の伏臥及び招呼」作業を終了した段階で、試験委員指示にて指導手は休止実行中の犬の右側へと進み静止する。更なる試験委員指示にて指導手は「停座実行を促す声符」使用により、共に当試験課目作業終了基本姿勢に移る。その後、指導手は犬を紐付き状態に戻し、「紐付き脚側行進」実行地点へと移動するか、当試験課目の作業終了申告実施地点へと向かう。

採点評価基準

基本姿勢誤実行、落ち着きのない休止態度、指導手による補助行為、早期立止や停座姿勢への変更、休止位置からの離脱は相応の減点とする。

他の犬が試験課目「紐付き脚側行進」作業終了前に受験犬が休止位置より3m以上離脱した場合、当試験課目獲得得点は「0点」とする。前記の態度や誤動作が一つでも見られた場合、当試験課目獲得可能得点は「最大5点」とする。指導手が犬の元へ進む際、犬が指導手に向かって歩き出した場合「最大3点減点」とする。

セクションB 「交通に於ける審査」

下記に説明されている各試験課目審査は、訓練練習会場外で行われ、市街地における、適切な周囲環境が使用される。試験委員と実行委員長は、各試験課目の具体的な実施場所（道路、路地、広場等）を決定する。当試験セクション実施により一般交通の妨げになってはならない。

当セクション構成の特性により、審査実行には十分な時間が計算される必要がある。可能な限り多数受験犬審査（原則10頭）を重視した審査実行等により、当試験の本質的試験内容設定を疎かにしてはならない。

セクションB 審査において点数制は採用されず、試験合否は受験犬の交通／公共の場における行動や態度の総合印象に基づき判断、決定される。

各試験課目は、試験実施参考内容としてとらえるべきであり、試験実施場所諸条件に合わせ、試験委員によって変更可能とする。必要に応じて試験委員は、受験犬が実施した作業を明確に判断しかねる場合、必要に応じ再度実施させる又は変化した形で実施させる権限を持つ。

実施要領

1. 群衆との遭遇

試験委員の指示で指導手は、紐付き状態にある犬を伴い指示された道路部分を歩行する。試験委員は、指導手と犬の後方から適切な距離を開けて受験ペアを追う。犬は、常に指導手左膝に肩甲骨を合わせた位置にて、引き綱が弛んだ状態で指導手に従って行進する必要がある。

遭遇する歩行者や自転車通行人に対し、犬は無反応である必要がある。

歩行中、指導手が進む進路を走って横切る通行人役の要員と遭遇する。この状況に対し、犬は無反応である必要がある。

指導手と犬はそのまま前進し、最低6名で適度な間隔が取られている要員の群衆を通過する。通過途中、群衆要員の一名が指導手に話しかけ握手をすると同時に挨拶する。この際、指導手は犬に指導手側面にて停座又は伏臥を命じ、犬は指導手と群衆要員の間で交わされる短い会話の間、落ち着いた状態で待機しなければならない。

2. 自転車に乗った通行人との遭遇

紐付き状態にある犬は、指導手とともに道路を進み、自転車のベルを鳴らしながら後方から接近してくる、要員が運転する自転車通行人に追い抜かれる。

その後、自転車に乗った要員は、指導手と距離を開けた前方地点にてUターンを行い、再度自転車ベルを鳴らしながら指導手と犬に向かってくる。そのまま、要員は受験ペアを通過するが、その際、要員と指導手の間に犬が位置する形が取られる必要がある。犬は自転車通行人に対し何ら反応を起こしてはならない。

3. 自動車との遭遇

指導手は紐付き状態にある犬を伴い、駐車されている自動車数台の脇を通過する。通過途中、自動車一台のエンジンが作動され、もう一台の扉が閉められる。指導手と犬がそのまま前進し続ける途中、自動車が受験ペアの脇で停止し、運転手役の要員が自動車ウィンドウを開けた後、指導手に道を尋ねてくる状況が設定される。会話中、指導手は、犬に指導手側面にて停座又は伏臥を命じ、犬は指導手と要員の間で交わされる短い会話の間、落ち着いた状態で待機し、当該試験課目実施中、犬は自動車や交通音に対し無反応である必要がある。

4. ジョギング中の通行人やインライン・ローラースケートとの遭遇

紐付き状態にある犬は、指導手とともに静かな環境下にある道路を通行中、速度を変更せず後方から接近、追い越す最低2名のジョギング中の通行人と遭遇する。その後、更に前方から速度を一定に保ってジョギングしながら接近、通過する通行人と会う。ジョギング中の通行人が通過する際、犬は正確な脚側行進を実行することは要求されないが、犬は通行人に対し迷惑行為を実行してはならない。

ジョギング中の通行人と遭遇時、指導手は必要に応じて犬に対し停座又は伏臥を命じることが認められる。

ジョギングを行う通行人の代わりに、インラインスケートシューズを履いた通行人を起用し後方から追い抜いた後、正面から再度通過する設定の実施も可能とする。

5. 他の犬との遭遇

他の犬を伴う指導手が、正面と背後より犬を通過した際、犬は通過する他の犬に対し、一切反応してはならない。他の犬が通過する際、指導手は犬に対し脚側行進を促す声符を使用することや、犬に対し一旦停座又は伏臥実行を命じることが認められる。

6. リードが固定状態にある、指導手によって一時的に取り残された、受験犬の交通に対する態度、他動物に対する態度

試験委員の指示により、指導手は紐付き状態にある犬を伴い比較的通行量が多い道路を通行する。開始より短い道程を経て、指導手は更なる試験委員の指示により、犬のリードを柵、外壁の鉄製輪等に結び付け、犬の視野外にある商店や建物玄関等内へ移動する。

この際、一時的に取り残された犬は、立止、停座、伏臥の何れかの姿勢を取ることが認められる。指導手が不在中、犬を伴う通行人役要員が犬から約5歩離れた横を通過する。

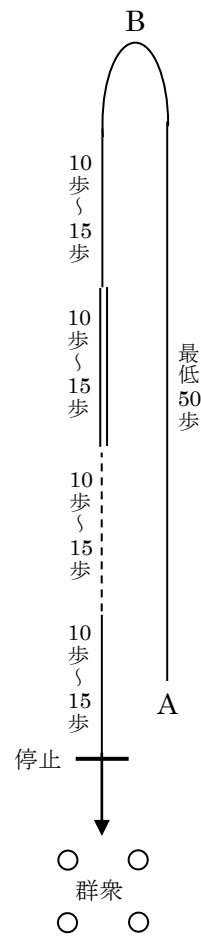
この場合、取り残された受験犬は、他指導手や犬（温和な性格を持つ犬の起用が推奨される）に対し、攻撃的な態度（引き綱を強く引く、継続的な咆哮実施等）になること無く、落ち着いた態度で通過させる必要がある。審査員の指示により指導手は受験犬の元へ戻る。

注釈

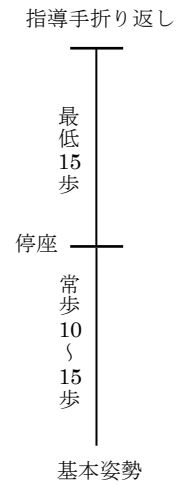
各試験セクション課目を全犬に各試験実施会場にて受験させるか又は全犬に幾つかの試験課目のみ受験させるかの判断は、担当審査員の判断に委ねられる。

< 紐付き脚側行進 >

常歩 —————
 速歩 =====
 緩歩 - - - - -
 A 出発点
 B 左反転ターン



< 常歩行進中の停座 >



< 常歩行進中の伏臥及び招呼 >

